

議案第31号

米原市甲津原交流施設条例の一部を改正する条例について

米原市甲津原交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

甲津原アグリコテージ、甲津原交流広場および奥伊吹ふるさと伝承館を廃止するため、この案を提出するものである。

米原市甲津原交流施設条例の一部を改正する条例

米原市甲津原交流施設条例（平成17年米原市条例第118号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

米原市甲津原交流センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 米原市は、都市住民と地域住民の交流の促進を図るとともに、市民の交流および憩いの場を提供するため、次の施設を設置する。

名称	位置
甲津原交流センター	米原市甲津原1753番地

第2条中「米原市甲津原交流施設（以下「交流施設」という。）」を「米原市甲津原交流センター（以下「センター」という。）」に改め、同条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、同条第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条および第4条を次のように改める。

（利用時間）

第3条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 センターは、休館日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

第5条を削る。

第6条第1項中「交流施設のうち甲津原交流センター、甲津原アグリコテージおよび甲津原交流広場（以下「センター等」という。）」を「センター」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「センター等」を「センター」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「交流施設」を「センター」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「センター等の利用の許可を受けた者（以下「センター等利用者」という。）」を「センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「入館料等」を「使用料」に改め、同条中「入館料および」および「（以

下「入館料等」という。) またはそのいずれか」を削り、同条を第9条とする。

第11条の見出しおよび同条中「入館料等」を「使用料」に改め、同条第1号中「交流施設を利用する者」を「利用者」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「センター等利用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「センター等利用者」を「利用者」に、「センター等の利用の条件」を「センターの利用の条件」に改め、同条第2号中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「センター等利用者は、」を「利用者は、センターの」に改め、「当該利用に係るセンター等を」を削り、同条を第13条とする。

第15条中「交流施設の入場者」を「利用者」に、「交流施設の利用」を「センターの利用」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「交流施設」を「センター」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「交流施設」を「センター」に改め、同条第2項中「交流施設」を「センター」に改め、同項第4号中「入館料を含む。」を削り、同条第3項中「第6条から第8条まで、第13条および第15条」を「第5条から第7条まで、第12条および第14条」に改め、同条第4項中「第4条に規定する開館日および開場日を変更し」を「第4条の規定にかかわらず休館日を設け」に、「休館日および休場日を定める」を「休館する」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「交流施設」を「センター」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項中「第17条」を「第16条」に、「交流施設」を「センター」に改め、同条第2項中「第5条および第9条」を「第8条」に、「交流施設を利用する者」を「利用者」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第18条関係）

室名	使用料
小研修室	100円
休憩室	100円
大研修室	100円
調理室	200円

備考 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

米原市甲津原交流施設条例新旧対照表

改正後	現 行														
<p style="text-align: center;"><u>米原市甲津原交流センター条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 米原市は、都市住民と地域住民の交流の促進を図るとともに、市民の交流および憩いの場を提供するため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="163 592 1115 691"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲津原交流センター</td> <td>米原市甲津原1753番地</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(事業)</u></p> <p>第2条 <u>米原市甲津原交流センター（以下「センター」という。）</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業</u></p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第3条 <u>センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	名称	位置	甲津原交流センター	米原市甲津原1753番地	<p style="text-align: center;"><u>米原市甲津原交流施設条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 米原市は、農業体験等の交流場所としての施設および憩いの場を提供するとともに、必要な講座、教室等を開催すること等により、都市住民と地域住民の交流の促進を図るため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1142 592 2094 839"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲津原交流センター</td> <td>米原市甲津原1753番地</td> </tr> <tr> <td>甲津原アグリコテージ</td> <td>米原市甲津原170番地</td> </tr> <tr> <td>甲津原交流広場</td> <td>米原市甲津原621番地</td> </tr> <tr> <td>奥伊吹ふるさと伝承館</td> <td>米原市甲津原495番地</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(事業)</u></p> <p>第2条 <u>米原市甲津原交流施設（以下「交流施設」という。）</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 都市住民と地域住民の交流を図るための講座、教室等の開設に関すること。</u></p> <p><u>(2) 地域の歴史、文化、産業等の紹介に関すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業</u></p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p>第3条 <u>交流施設の利用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	名称	位置	甲津原交流センター	米原市甲津原1753番地	甲津原アグリコテージ	米原市甲津原170番地	甲津原交流広場	米原市甲津原621番地	奥伊吹ふるさと伝承館	米原市甲津原495番地
名称	位置														
甲津原交流センター	米原市甲津原1753番地														
名称	位置														
甲津原交流センター	米原市甲津原1753番地														
甲津原アグリコテージ	米原市甲津原170番地														
甲津原交流広場	米原市甲津原621番地														
奥伊吹ふるさと伝承館	米原市甲津原495番地														

(休館日)

第4条 センターは、休館日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 略

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。

- (1) 略
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 略

(供用の休止等)

第7条 市長は、センターの補修その他管理上必要があると認めるときは、センタ

施設	利用時間
甲津原交流センター	午前9時から午後9時まで
甲津原アグリコテージ	午後3時から翌日の午前11時まで
甲津原交流広場	午前9時から午後6時まで
奥伊吹ふるさと伝承館	午前10時から午後3時まで

(開館日および開場日)

第4条 交流施設の開館日および開場日は、通年開放とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日および休場日を定めることができる。

(入館料)

第5条 交流施設のうち奥伊吹ふるさと伝承館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

(利用の許可)

第6条 交流施設のうち甲津原交流センター、甲津原アグリコテージおよび甲津原交流広場（以下「センター等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 略

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センター等の利用を許可しないことができる。

- (1) 略
- (2) センター等の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 略

(供用の休止等)

第8条 市長は、交流施設の補修その他管理上必要があると認めるときは、交流施

一の供用を休止し、または制限することができる。

(使用料)

第8条 第5条第1項の規定によりセンターの利用の許可を受けた者 (以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額または免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除することができる。

(1)・(2) 略

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 略

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、利用の目的を変更し、または利用の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の条件を変更し、または利用を停止し、もしくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用者が、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

設の供用を休止し、または制限することができる。

(使用料)

第9条 第6条第1項の規定によりセンター等の利用の許可を受けた者 (以下「センター等利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(入館料等の減額または免除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合の入館料および使用料 (以下「入館料等」という。) またはそのいずれかを減額し、または免除することができる。

(1)・(2) 略

(入館料等の不還付)

第11条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

(1) 交流施設を利用する者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 略

(目的外利用等の禁止)

第12条 センター等利用者は、利用の目的を変更し、または利用の権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第13条 市長は、センター等利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、センター等の利用の条件を変更し、または利用を停止し、もしくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) センター等利用者が、この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が、第5条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 略

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、センターの利用が終わったとき、または前条の規定により利用を停止され、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(必要措置の命令等)

第14条 市長は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認めるときその他管理上支障があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、またはセンターの利用について制限することができる。

(損害賠償の義務)

第15条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、または滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年米原市条例第56号）に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1) 略

(2) センターの施設および設備の維持管理に関すること。

(3) センターの利用許可に関すること。

(2) センター等利用者が、第6条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 略

(原状回復の義務)

第14条 センター等利用者は、利用が終わったとき、または前条の規定により利用を停止され、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該利用に係るセンター等を原状に回復しなければならない。

(必要措置の命令等)

第15条 市長は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認めるときその他管理上支障があると認めるときは、交流施設の入場者に対し、必要な措置をとるべきことを命じ、または交流施設の利用について制限することができる。

(損害賠償の義務)

第16条 交流施設の施設、設備、備品等を損傷し、または滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、交流施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年米原市条例第56号）に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流施設の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1) 略

(2) 交流施設の施設および設備の維持管理に関すること。

(3) 交流施設の利用許可に関すること。

(4) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する
こと。

(5) 略

3 第1項の規定により市長が指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第7条まで、第12条および第14条に掲げる業務（以下「管理業務」という。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条および第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第3条に規定する利用時間を変更し、または第4条の規定にかかわらず休館日を設け、もしくは臨時に休館することができる。

(指定管理者の管理の基準等)

第17条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。

(2) センターの施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金)

第18条 市長は、第16条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、センターの利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 第8条の規定にかかわらず、前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(4) 交流施設の利用に係る料金（入館料を含む。以下「利用料金」という。）の収受に関すること。

(5) 略

3 第1項の規定により市長が指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条から第8条まで、第13条および第15条に掲げる業務（以下「管理業務」という。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により市長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条および第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第3条に規定する利用時間を変更し、または第4条に規定する開館日および開場日を変更し、もしくは臨時に休館日および休場日を定めることができる。

(指定管理者の管理の基準等)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に交流施設の運営を行うこと。

(2) 交流施設の施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金)

第19条 市長は、第17条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、交流施設の利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 第5条および第9条の規定にかかわらず、前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、交流施設を利用する者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 略

(委任)

第19条 略

別表 (第8条、第18条関係)

室名	使用料
小研修室	100円
休憩室	100円
大研修室	100円
調理室	200円

備考 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

3～5 略

(委任)

第20条 略

別表 (第5条、第9条、第19条関係)

入館料

施設名	区分	入館料 (1人1回につき)	
		個人	団体 (20人以上)
奥伊吹ふるさと伝承館	15歳以上	200円	160円
	15歳未満	100円	80円

備考 15歳以上の中学校の生徒である者は、15歳未満の者の区分とする。

使用料

施設名	区分	使用料
甲津原交流センター	小研修室	100円
	休憩室	100円
	大研修室	100円
	調理室	200円
甲津原アグリコテージ	コテージ	30,000円
甲津原交流広場	広場	200円

備考

1 甲津原交流センターおよび甲津原交流広場の使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 甲津原アグリコテージの使用料は、1泊1棟当たりの金額とする。

3 甲津原アグリコテージの利用者の責めに帰すべき理由により当該施設の利用を取り消したときは、規則で定めるキャンセル料を徴収することができる。